

平成 30 年 6 月

関係者各位

高知県土木部建築指導課長 益井博史

## 「被災建築物応急危険度判定講習会の受講」について（お願い）

日頃から、高知県の建築指導行政にご協力いただきありがとうございます。

今年度も被災建築物応急危険度判定講習会を開催させていただきますのでお知らせします。この講習会の受講修了者は、申請により被災建築物応急危険度判定士として認定登録されます。

震災時に、判定で「一応安全」と判定された住宅にお住まいの方々は、避難所や仮設住宅への移転が不要となり、直ぐに生活再建に取りかかることができます。このことは、避難所や仮設住宅の数を減らすことや、復興の即戦力の確保にもつながるものであり、復興支援の観点からも有意義な活動と言えます。

また、東日本大震災では、被災状況の深刻さから、その受け入れ自体が困難であったため、他県からの応急危険度判定の広域支援を断念し、地元判定士による応急危険度判定が実施されています。南海トラフ地震発生の際には高知県においても同様の状況が見込まれることから、県内の判定士を中心とした判定を実施する可能性が高いと思われま

す。このように、南海トラフ地震発生の際、重要な役割を担い、社会貢献を行うことのできる応急危険度判定士となるため、皆様におかれましては、講習会への参加及び判定士への登録をさせていただきますよう私からも強くお願いいたします。

なお、平成 23 年度以前に登録をした方で、期限が切れている方は、書類手続きだけで更新が可能となっておりますので、手続きをさせていただきますようお願いいたします。

高知県土木部建築指導課

担当 建築指導担当 川窪

電話 088-823-9891

FAX 088-823-4119

応急危険度判定士の更新対象者は、平成 23 年度以前に判定士の登録をし、更新切れとなっている登録者のみです。登録期限が過ぎている方は、書類手続きだけで更新が可能となっております。更新切れの判定士の皆様におかれましては、更新のご案内をさせていただきますので、是非、更新手続きをさせていただきますようお願いいたします。

※ 平成 24 年から更新の際の講習会受講がなくなりました。また、5 年の登録期間も廃止し、一度登録（新規・更新とも）いただければ、その後は、更新の手続きは不要となっております。